

長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月17日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中「別表第2に掲げる額を支給する。ただし、長崎県内であって宿泊を要しない旅行の場合は、別表第3に掲げる額を支給する。」を「次に掲げる額を支給する。」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 議会の議員及び第1条第1号から第3号までに掲げる特別職の職員は、長崎市職員等の旅費に関する条例（昭和29年長崎市条例第29号）に定める市長が受ける旅費に相当する額
 - (2) 第1条第4号から第8号までに掲げる特別職の職員は、長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（令和8年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号）に定める職員が受ける旅費に相当する額
- 別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。